

2010 年度

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者 又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあつては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都中央卸売市場食肉市場
特定テナント等事業者	東京食肉市場株式会社

(2) 指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都中央卸売市場食肉市場									
事業所の所在地			東京都港区港南2丁目7番19号									
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く				地方公務				
		産業分類名	地方公務									
	事業所の種類	主たる用途	工場その他									
		建物の延べ面積 (熱供給事業所にあつては熱供給先面積)			前年度末 92,612 m ²			基準年度 92,612 m ²				
		用途別内訳	事務所	前年度末	18,393	m ²	基準年度	18,393	m ²			
			情報通信	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			放送局	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			商業	前年度末	284	m ²	基準年度	284	m ²			
			宿泊	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			教育	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			医療	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			文化	前年度末		m ²	基準年度		m ²			
			物流	前年度末	34,160	m ²	基準年度	34,160	m ²			
駐車場	前年度末	687	m ²	基準年度	687	m ²						
工場その他上記以外			前年度末	39,088	m ²	基準年度	39,088	m ²				
事業の概要			1. と場部門 と蓄場法等の関係法令に基づく牛、豚等のと畜解体 2. 市場部門 卸売市場法及び東京都中央卸売市場条例等の関係法令に基づく食肉卸売市場									
敷地面積			63,955 m ²									

地球温暖化対策計画書

1 指定地球温暖化対策事業者の概要

(1-2) 指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

[illegible]

(3) 担当部署

計 画 の 担当部署	名 称		東京都中央卸売市場食肉市場管理課管理係
	連 絡 先	電 話 番 号	03-5479-0656
		ファクシミリ番号	03-3474-8657
		電子メールアドレス	s0000377@section.metro.tokyo.jp
公 表 の 担当部署	名 称		東京都中央卸売市場管理部市場政策課
	連 絡 先	電 話 番 号	03-5320-5743
		ファクシミリ番号	03-5388-1590
		電子メールアドレス	s0000659@section.metro.tokyo.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☒	ホームページで公表	アドレス：	http://www.shijou.metro.tokyo.jp
	☐	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：	
			所在地：	
			閲覧可能時間	
	☐	冊 子	冊子名：	
			入手方法：	
	☐	そ の 他		

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の 使用開始年月日	☒ 平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度		☐ 平成18年4月1日 以降

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当市場では、日頃から環境配慮の積極的な取り組みを進めている。その中で、次の3つの点を重視して地球温暖化対策に取り組む。

1. 事業所での省エネ対策
施設管理者の対策を率先して行い、施設に関する対策を施設利用者との協議を重ねながら、計画期間内にすべての対策を実施することを基本方針とする。
2. 環境負荷を配慮したエネルギーの利用等
屋上緑化や太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの利用検討を進めていく。
3. 普及啓発
様々な機会を通じて職員及びテナント従業者施設利用者の環境に対する意識を向上させるなどの意識改革を積極的に推し進める。

3 地球温暖化の対策の推進体制

別紙1参照

4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計 画 期 間	2010 年度から	2014 年度まで				
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	太陽光パネルや各種高効率設備の導入推進を図るとともに、市場内業者と協力し、運用対策も推進することで、総量削減義務（６％見込み）以上の削減を目指す。				
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	節水運用を徹底することで、水道使用に伴う温室効果ガスの削減を図っていく。				
削 減 義 務 の 概 要	基 準 排 出 量	17,012	t（二酸化炭素 換算）/年	削減義務 率の区分	Ⅱ	
	排 出 上 限 量 (削減義務期間合計)	79,956	t（二酸化炭素 換算）	平均削減 義 務 率	6.0%	

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計 画 期 間	2015 年度から	2019 年度まで	
削 減 目 標	特 定 温 室 効 果 ガ ス	技術的かつ経済的に実施可能な対策を立案し、基準排出量の 1 7 %削減を目指す。	
	特 定 温 室 効 果 ガ ス 以 外 の 温 室 効 果 ガ ス	節水運用を徹底することで、水道使用量の削減を図っていく。	

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	年度	年度	年度	年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO ₂)		17,006				
そ の 他 ガ ス	非エネルギー起源 二酸化炭素 (CO ₂)	64				
	メ タ ン (CH ₄)					
	一 酸 化 二 窒 素 (N ₂ O)					
	ハイトロフルオロカーボン (HFC)					
	パーフルオロカーボン (PFC)					
	六ふっ化いおう (SF ₆)					
	上 水 ・ 下 水	640				
合 計		17,710				

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/m²・年

	2009 年度	年度	年度	年度	年度
延 べ 面 積 当 たり 特 定 温 室 効 果 ガ ス 年 度 排 出 量	183.6				

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

☒ 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
☐ 排出標準原単位を用いる方法	
☐ その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅱ
----------	---

(4) 削減義務期間

2010 年度から 2014 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	17,012	17,012	17,012	17,012	17,012	85,060
	削減義務率(B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量(C = $\Sigma A - D$)						79,956
	削減義務量(D = $\Sigma (A \times B)$)						5,104
実績	特定温室効果ガス排出量(E)						
	排出削減量(F = A - E)						

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対 策 の 名 称	実 施 時 期	備 考
	区 分 番 号	区 分 名 称			
1	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	太陽光発電の導入	2011年度	
2	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	高効率特高変圧器への更新	2013年度	
3	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	コージェネレーションシステムの導入	2013年度	
4	390700	39_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	エレベーターのインバーター化	2010年度	
5	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	空調負荷の低減等(ガラス面への断熱塗料塗布、冷房温度1℃緩和、空冷パッケージ室外機への水噴霧)	2010～2013年度	
6	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	水処理施設高効率プロアの導入	2011年度	
7	350600	35_抵抗等による電気の損失の防止に関する措置	照明器具の高効率器具への更新	2008～2013年度	
8	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	ボイラ本体の保温	2011年度	
9	370700	37_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	冷蔵庫用冷凍機の高効率機化	2011～2013年度	
10	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	省エネVベルトへの交換	2010～2013年度	
11	310400	31_エネルギー使用量の管理	電気使用量の使用者への詳細な情報提供と節電指導（検針ソフトウェア構築）	2010年度	
12	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	ポンプ・ファン・ダンパーのインバーター化	2011～2013年度	
13	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	照明の自動調光と点灯時間の見直し	2010～2011年度	
14	400200	40_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	ボイラー給水量5%節水によるガス消費量の削減	2010年度 から実施	
15	400200	40_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	ヒートポンプによる給湯・冷熱の導入	2014年度	

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

東京をはじめとする多くの消費者に安全で安心なお肉を供給することを前提として、地球環境への負荷を軽減すべく無駄の無い設備・機器の稼動を図るとともに、省エネへの啓発活動を実践している。

1. 省エネ対策

17年度の大動物棟新ラインの稼動により、エネルギー使用量が増加した。こうした中、運用改善や中小規模の設備改修によって、エネルギー使用量を減少傾向に転ずることができた。一方で場内の整備計画との関係等で、大規模な目標対策については実施が延期されるものもあった。今後、効果の大きな対策の具体化に向けた検討を推進していく。

2. 啓発活動

省エネ推進委員会を設置しており、場内業者も参加し定期的に委員会を開催して、省エネ対策の進捗状況や今後の対策について検討を行っている。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	該当なし。
------	-------

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	エコドライブやアイドリングストップを推進するとともに、低公害車の使用を働きかける。
------	---

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

☒ 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 ☐ 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。		取組状況				
		実施中	今後実施	検討中	実施しない	該当しない
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上					
	低公害・低燃費車の使用を奨励する通知を出すこと。			○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制					
	業務委託にあたって自動車を使用する場合は、環境確保条例に定めるディーゼル車規制に適合することを契約書等に記載すること。	○				
物流効率化の推進による交通量の抑制	物流がスムーズになるような車導線の整備。	○				
エコドライブの推進	エコドライブやアイドリングストップを推進する。		○			
体制の整備					○	
貨物輸送以外の自動車交通量対策	通勤者および来訪者の自動車使用を抑制するための取組を行うこと。	○				
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量			kg / t・km			